

令和5年4月1日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その81）

日本医師会より、標記に関して、令和5年3月30日付事務連絡で、診療報酬の取扱いが示されたとの連絡がありました。

今回の事務連絡においては、介護療養病床等に入院している者又は介護医療院若しくは介護老人保健施設に入所する新型コロナウイルス感染症であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う者に対して、パキロビッドパック 200mg（成分名：ニルマトレルビル/リトナビル）を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで投与した場合、特掲診療料の施設基準等第16第2号に規定する内服薬のうち、「抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）」とみなして、本剤に係る薬剤料を算定できる。

なお、調剤料等の算定については、特に定めのない限り、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合等に基づき取り扱うとのことです。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和5年3月30日付厚生労働省保険局医療課事務連絡

問1 介護療養病床等に入院している者又は介護医療院若しくは介護老人保健施設に入所する新型コロナウイルス感染症であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う者に対して、パキロビッドパック 200mg（成分名：ニルマトレルビル/リトナビル）（以下「本剤」という。）を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで投与した場合に、特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）第16第2号に規定する内服薬のうち、「抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）」とみなして、本剤に係る薬剤料を算定できるか。

(答) 算定可。なお、調剤料等の算定については、特に定めのない限り、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成 20 年厚生労働省告示第 128 号）等に基づき取り扱うことに留意されたい。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001